

インフルエンザ予防接種費用助成について

今年度、南半球でのインフルエンザ流行が報告されており、北半球の冬季における流行が懸念されている。

さらに、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザが同時期に流行することも懸念されるため、発熱等、症状の類似する双方の感染症を念頭において医療機関では対応する必要がある。

そのため、今年度は、以下の助成を実施し、医療機関の負担軽減を図る。

1 高齢者におけるインフルエンザ予防接種費用助成

定期接種の対象である65歳以上又は60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級相当の障害を有する者を対象に、区が自己負担分を負担する。

【周知方法】個別に予防接種予診票を送付

【自己負担】(従来) 2,500円

(今年度) なし

2 小児におけるインフルエンザ予防接種費用助成

任意接種であるが、生後6か月以上15歳(中3相当)以下の者を対象に、区が1回あたり1,000円を負担する。

【周知方法】区報、区ホームページ、医療機関や保育所等にポスターを掲示

【助成回数】生後6か月以上13歳未満 2回

13歳以上15歳以下(中3相当) 1回